

# 住宅防音 拡充求める声

## 国事業対象 普天間築37年以上／嘉手納12年以上



### 宜野湾市議ら騒音激化で

【宜野湾】米軍機や自衛隊機の騒音に対する国の住宅防音事業で、米軍普天間飛行場周辺は築37年以上の住宅でなければ対象にならない一方、嘉手納基地周辺では築12年以上であれば認められる地域もある。嘉手納周辺は騒音の激しさなどを理由に対象基準が緩和された経緯があるため、宜野湾市議会の与党内から「普天間周辺も緩和すべきだ」との声が出ている。

(中部報道部・平島夏実)



住宅の防音工事費用は、限度額を超えない範囲で国が原則全額補助する。対象は、国が定めた騒音分布図(コンター)のうるささ指数(W値)に基づく。嘉手納周辺は、85W以上の地域であれば2008年3月10日までに建築された住宅で、築12年以上が該当する。一方、普天間周辺は75W以上80W未満、80W以上のいずれも、1983年9月10日までに建築された住宅。築37年以上に限られる。

#### 国による住宅防音事業の対象

※W値は「うるささ指数」を指す

嘉手納基地周辺	85W以上	2008年3月10日までに建築された住宅
	80W以上 85W未満	1983年3月10日までに建築された住宅
	70W以上 80W未満	同上
普天間飛行場周辺	80W以上	1983年9月10日までに建築された住宅
	75W以上	同上

市長は「市としても当然の提言。早速アクションを起こしたい」と返答。米須良清基地政策部長も「現状の設定では、騒音被害の対策に格差が出て不平等な状態。市民が十分納得する施策が必要だ」と答弁した。

市議と市長の認識が一致した背景には、普天間所属機の夜間訓練に加え、ジェット戦闘機などの外来機が頻繁に飛来し、騒音が激化している現状がある。特に、外来機の離着陸回数は2019年度は2776回に達し、18年度比で約1.6倍、17年度比で約6.7倍に増えている。

嘉手納周辺の防音工事は当初「1978年12月28日までに建築された住宅」という条件だったが、「2008年3月10日まで」に緩和された。理由は「騒音の発生頻度が高いなどの特殊事情」だ。県外では、厚木基地(神奈川県)周辺でも緩和された事例がある。それだけに宜野湾市議らは「宜野湾も緩和されていい」とみる。名護市辺野古の新基地建設が運用開始までに少なくとも12年かかる見通しのため「その間の負担軽減策として有効だ」との考えもある。

宜野湾市はこれまでも、県と基地所在27市町村でつくる県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)の場で築年数条件の緩和を求めてきた。11年にも防衛省に同様の要請をしたが、実現していない。

市によると国は、嘉手納周辺で築年数の条件が緩いエリアは85W地域である一方、普天間周辺はどこが85W地域に当たるか調査・設定していないため「緩和予定はない」との立場。山城市議の所属会派は今後、松川市長に働き掛けて国を動かしたい構えだ。

「段階的にでもいい。対象を拡充すべきだ」。宜野湾市議会の自民系会派所属の山城康弘議員は17日、一般質問で松川正則市長の見解を求めた。普天間周辺と嘉手納周辺で基準が異なる点はもちろん、宜野湾市内では、同じ騒音レベルの地域であっても、住宅の築年数によって工事の対象になったりならなかったりする点を疑問視した。